

令和5年度山形県地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、高齢化や若者等の都市部への流出等により、農村の人口減少が進行し、農業後継者が不足するなか、地域の若者、女性、退職した世代など多様な人材が関わり、農地・農業用施設を管理する人材を確保する仕組みをつくり、地域条件に応じた農地保全・管理作業の省力化を図る取組みを促進するため、山形県地域ぐるみ農地管理支援事業実施要領（令和5年4月3日付け農計第25号。以下「実施要領」という。）別紙1の別表に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が同表に掲げる事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費、補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項で算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、収支予算書（別記様式第1号）とする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方交付税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 補助対象経費の増額又は3割を超える減額

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けよう

とする場合は、事業計画変更申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更及び補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（状況報告）

- 第6条 規則第12条の規定による補助事業状況報告（規則別記様式第2号）の提出は、令和5年11月末日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を翌月8日までに行うものとする。ただし、当該期日までに補助事業が完了したのものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

ア 収支精算書（別記様式第1号）

イ 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び事業実施状況写真

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第8条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、第5条第3項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、規則第6条第1項による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10条 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業完了後も財産管理台帳（別記様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効果の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 事業実施主体が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第7号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(補助金の経理)

第12条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記録し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第21条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、第10条に規定する財産管理台帳その他関係書類を整理保管しなければならない。

(概算払)

第 13 条 知事は、必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第 14 条 この補助金に関し、事業実施主体が知事に提出する書類は、所管の総合支庁農村計画課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

別表

(1) 交付対象となる経費

事業内容	区分	内容
農地・農業用施設管理機材導入支援	備品購入費	農地及び農業用施設の管理の省力化に資する機材等の購入費

(2) 補助金の額

事業内容	補助金の額
農地・農業用施設管理機材導入支援	補助対象経費の実支出額の合計額の3分の1に相当する額 補助額の上限を2,000千円/事業主体とする